

独立監査人の監査報告書

学校法人 鳥取家政学園

理事長 野田 修 殿

作成日 平成 28 年 5 月 20 日

事務所所在地 倉吉市駄経寺町 2 丁目 15-1

事務所名 廣田和幸 公認会計士事務所

公認会計士

廣 田 和 幸 

電 話 (0858) 22-6134

私は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を行うため、昭和 55 年 3 月 28 日付け鳥取県告示第 272 号に基づき、学校法人鳥取家政学園の平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び、基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人鳥取家政学園の平成 28 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

平成28年5月13日

学校法人鳥取家政学園
理事長 野田 修 様

学校法人鳥取家政学園

監事 尾崎 弘志



監事 米田 由起枝



当職ら監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人鳥取家政学園寄附行為第14条の定めに従い、学校法人鳥取家政学園の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った。

1. 監査方法

監事は、監査にあたり理事会及び評議員会に出席するほか、理事から事業報告を受け重要書類を閲覧するとともに業務及び財産状況を調査し、さらには会計監査人（廣田公認会計士）と連携して計算書類を検討した。

2. 監査の結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

3. 監事からの意見

- (1) 校舎改築については、教育活動に支障がないこと、生徒の安全確保に努めることを願います。
- (2) 各理事は職員とのコミュニケーションを積極的に行い、重要な案件については理事会に対しての報告をしっかりと行っていただきたい。
- (3) 校舎改築は、本学園にとって50年に1度の大規模な事業と考えるため、各理事は理事会に対しての意識をさらに高め、活発な意見交換し、この難局を乗り切っていただきたい。
- (4) 財務分析を見る限り、貸借対照表関係比率、消費収支計算書関係比率等については、全国平均と鳥取県私学平均と比較しても概ね適正な数値であり、理事者の経営に対する取り組みは評価できる。 以上